

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 6月13日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧系ポンプ(B)入口弁、ポンプ入口側フィルター出口弁(A)及びポンプ入口側フィルターバイパス出口弁において、弁シート部に漏えいの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	計装用圧縮空気系分岐箱内ミニチュア弁(タービン建屋1箇所、原子炉建屋2箇所)の軸封部において、空気の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	静止型無停電電源装置(4B)直流入力電流計(A80)点検において、指示値不良(誤差率が許容範囲を逸脱)が認められたため、当該電流計を交換。なお、運転に支障なし。	GⅢ	
4	4号機	復水補給水系ポンプ(C)出口逆止弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	